



ENVIRONMENTAL LEGAL ASSISTANCE CENTER, INC.

2007年10月22日

国際協力銀行
総裁 田波 耕治 様

拝啓

2007年5月14日にELACが提出したレターに対し、貴行が2007年9月18日付けでELAC宛てに、コーラル・ベイ・ニッケル社（CBNC）のニッケル製錬所拡張事業（以下、同事業）に関する貴行の見解を説明する回答レターを送っていただいたことに感謝致します。

私達の懸念は貴行にお送りした以前のレターですでに表明してきましたが、以下の点について強調させていただきます。

1. CBNCの事業拡大は、ブランジャオ山からニッケル鉱を採掘する計画と同様に、バタラサ町の環境上重要な地域ネットワーク（ECAN）ゾーンの再分類の動きと切っても切れない関係にある。CBNCとリオ・ツバ・ニッケル鉱山社（RTNMC）間の関係性を鑑みれば、明らかにCBNCは、ECANゾーンを修正しようと努力しているRTNMCからその原材料（ニッケル鉱）を調達するでしょう。

持続可能な発展のためのパラワン評議会（PCSD）がバタラサ町のECANゾーンの修正を承認すれば、ブランジャオ山での大規模鉱山開発への道を調えることになるでしょう。その結果として、RTNMCの鉱山活動はブランジャオ山の生物多様性と集水域を極めて危険な状態に追いやるでしょう。

JBICは、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（ガイドライン）に準じ、同事業と同様にこの鉱山開発事業についてもレビューを行なうべきです。JBICの「非鉄金属精錬」事業のための環境チェックリストには、「必要な場合は、鉱山に係るチェックリストの該当チェック事項も追加して評価すること（鉱山開発を伴う場合等）」と明記されています。

2. パラワンのための戦略的環境計画（SEP法）では、特に第9項で、天然林における鉱山活動を断定的に禁止しています。計画されている鉱山の拡張は、同法により「制限および中核ゾーン」と定義される区域を含みます。したがって、JBICは、この問題

を真剣に調査するべきです。というのは、既存のフィリピン共和国の法律や規定への違反について、JBIC にも同様に説明責任があるからです。JBIC の「鉱山」事業のための環境チェックリストが「サイトは当該国の法律・国際条約等に定められた保護区内に立地していないか。プロジェクトが保護区に影響を与えないか。」と明記していることは、注目すべきことです。

JBIC は、政治的リーダーらが ECAN ゾーンを修正しようとしている動きが十分かつ科学的な分析に基づいた確たるものではなく、ほんの数人の選ばれた政治家の気まぐれや移り気から起こっていることに配慮すべきです。町の選挙有権者ら、特に先住民族は、ECAN ゾーンの修正の影響に気づいていません。JBIC がガイドラインの実施に非常に真剣であるなら、法の「抜け道を見つける」プロセスの一部に加わることを許容すべきではありません。

3. 透明性と説明責任の確保を目的として、JBIC は、この個別案件について先取りした対応をとるべきであり、何が法的かつ道徳的に許容できるか否か、何が社会的に便益であるか否か、また、何が手続上正当である、あるいは、不当であるかについて、ただ単に受身で、事業推進側（RTNMC と CBNC）に決定を任せるべきではありません。確かに、RTNMC はいつも、彼らがフィリピンの既存の法律や規定を遵守すると主張しますが、利益にちょうど適うように法を修正するため、「法の範囲」内で何でもやめましょう。同様に、CBNC も確かに、既存の備蓄やパラワン内外の他の調達先から原材料を調達すると主張していますが、提携関係や経済的、実用的理由から、明らかにニッケル鉱の調達先として、第一にブランジャオ山を選ぶでしょう。

私達は、第 2 工場の操業が、現在、フィリピン法の下で中核ゾーン、つまり、最大限の保護を受ける地域と指定されているブランジャオ山脈での RTNMC による鉱山開発の拡張と切っても切れない関係であることから、JBIC が CBNC との融資契約を結ぶという選択肢を検討するべきでない、と強く考えます。

このレターに配慮してくださり感謝致します。貴行のご対応を期待しております。

敬具

Grizelda Mayo-Anda
Deputy Executive Director
Environmental Legal Assistance Center

Hozue HATAE

Campaigner

Friends of the Earth-Japan

Contact:

ENVIRONMENTAL LEGAL ASSISTANCE CENTER, INC.

271-E Malvar St., Puerto Princesa City 5300 Palawan

Tel: +63 (48) 433-4076 Telefax: +63 (48) 433-5183

Email: palawan@elac.org.ph

Hozue HATAE

Public Finance and Environment Program Campaigner

Friends of the Earth-Japan

Mirai-kan-Taimei 1st floor, 3-30-8 Ikebukuro, Toshima-ku,

Tokyo 171-0014 JAPAN

TEL: +81-3-6907-7217 FAX: +81-3-6907-7219

Email: hatae@foejapan.org